

選挙の知っ得豆知識！

政治家の寄附行為は禁止。有権者が求めることも禁止。

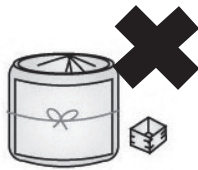
政治家が選挙区内の人にお金や物を贈ることは法律で禁止されています。

違反すると処罰されます。また、有権者が寄附を求めることも禁止されています。

地域の運動会やスポーツ大会
への飲食物の差入れ



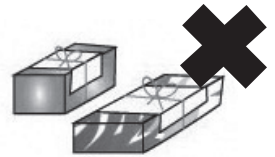
お祭りへの
寄附・差入れ



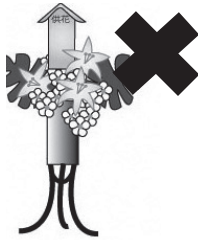
秘書等が代理で出席
する場合の結婚祝



お歳暮やお年賀



葬儀の花輪・供花・新盆見舞い



お金



品物

入学祝・卒業祝



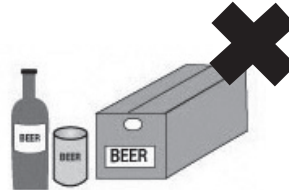
秘書等が代理で出席する
場合の葬式の香典



落成式・開店祝等
の花輪



町内会の集会や旅行
などの催し物への
寸志や飲食物の差入れ



病気見舞い



『時候のあいさつ』などにも制限があります。

政治家が選挙区内にある者に年賀状や暑中見舞状などの時候のあいさつ（電報も含む）を出すのは、「答礼のための自筆によるもの」以外は禁止されています。

また、政治家や後援団体が選挙区内にある者にあいさつする目的で、新聞・雑誌・テレビ・ラジオなどで有料広告（いわゆる名刺広告など）を出すと処罰されます。このような広告を出すように求めることも禁止されています。

